

④ その他(コンタミネーションの取扱い)

●注意喚起表示を引き続き推奨し、健康被害発生防止を図る

・他の製品に用いた原材料中のアレルギー物質が製造ライン上で混入しないよう当該製造ラインを十分に洗浄する

・アレルギー物質を含まない食品から順に製造する

・可能な限り専用器具を使用する

等、コンタミネーション防止対策を徹底していただく

それでもコンタミネーションを防止できない場合

例:「本品製造ラインでは、卵を含む製品を製造しています」

等の注意喚起表示を引き続き推奨する。

(可能性表示は引き続き禁止)

えびについて

- ・平成16年度報告書において、えびについては相当程度の発生件数が認められ、詳細な技術的検討が必要とされた。
- ・その後の技術的検討の成果を踏まえて、今回えびの義務化について検討することとする。